

新型コロナウイルス感染症に係る在宅介護支援事業実施要綱

令和2年5月14日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応のため要介護認定等の認定調査が行われぬまま被保険者が死亡したことにより、利用した介護保険サービスの保険給付が困難となった場合において、その費用負担の一部を助成することにより、当該被保険者の家族を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 要介護・要支援認定の新規申請後、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため訪問による認定調査の実施が遅れていた場合において、認定調査前に急に死亡した被保険者を対象として、介護保険制度上の居宅サービス等を利用した際の費用についてその一部を助成する。

2 前項の助成が行われる場合において、暫定ケアプランの作成等の介護（予防）支援を行った介護支援専門員が従事する居宅介護支援事業所その他の事業所に対して、介護（予防）支援費を交付する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、要介護・要支援認定の新規申請後、認定調査前に死亡したため認定に至らず、介護保険の対象とならなかった第1号被保険者及び第2号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定される老化に伴う病気（以下「特定疾病」という。）に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

2 以下に該当する場合はこの事業の対象とはならない。

- (1) 要介護・要支援認定の更新申請及び変更申請の場合
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者として当該総合事業のサービス提供を受けていた場合
- (3) 認定調査後に死亡した場合
- (4) 施設や病院に入所、入院している場合
- (5) がん在宅介護支援事業の対象となる場合
- (6) 第2号被保険者にあつては特定疾病に該当すると確認できない場合

(対象となる介護サービス)

第4条 この事業の対象となるサービスは、介護保険制度における以下のサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条に規定する「指定居宅サービス事業者」により行われる「指定居宅サービス」のうち、以下に該当するもの

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション

ン、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧福祉用具貸与、⑨短期入所生活介護、⑩短期入所療養介護、⑪特定施設入居者生活介護

(2) 法第53条に規定する「指定介護予防サービス事業者」により行われる「指定介護予防サービス」のうち、以下に該当するもの。

①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防福祉用具貸与、⑦介護予防短期入所生活介護、⑧介護予防短期入所療養介護、⑨介護予防特定施設入居者生活介護

(3) 法第115条の45の3に規定する「指定事業者」により行われる神戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条に規定される事業のうち、以下に該当するもの。

①介護予防訪問サービス、②生活支援訪問サービス、③介護予防通所サービス

(4) 法第42条の2に規定する「指定地域密着型サービス事業者」より行われる「指定地域密着型サービス」のうち、以下に該当するもの。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合型サービス、③夜間対応型訪問介護、④地域密着型通所介護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護、⑦認知症対応型共同生活介護、⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

(5) 法第54条の2に規定する「指定地域密着型介護予防サービス事業者」より行われる「指定地域密着型介護予防サービス」のうち、以下に該当するもの。

①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護

(6) 法第44条に規定する「特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者」から販売される特定福祉用具の購入

(7) 法第56条に規定する「特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者」から販売される特定介護予防福祉用具の購入

(対象経費)

第5条 この事業の対象となる経費については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第3条に規定する対象者が死亡するまでの間、介護支援専門員が作成した暫定ケアプランに基づき第4条各号に規定する介護サービスを利用した際に対象者の家族等が負担した費用。

(2) 前号の介護サービス利用にあたって、法第46条に規定する「指定居宅介護支援事業者」が居宅介護支援に要した費用、又は法第58条に規定する「指定介護予防支援事業者」が介護予防支援に要した費用。

(補助金)

第6条 補助金の額については次に掲げる額を限度とし、第7条の申請に基づき以下のとおり交付するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する費用の7割から9割分を対象者の家族等に対して交付する。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 前号の交付が行われる場合において、前条第2号に規定する費用について、介護（予防）支援費として1件あたり2,000円を、介護（予防）支援を行った介護（予防）支援事業者に対して交付する。

(補助金の申請者)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付の申請者は、第5条第1号の費用を負担した家族等及び第5条第2号の介護（予防）支援を行った介護（予防）支援事業者とする。

- 2 前項の第5条(1)の費用を負担した家族等とは、現に対象者が利用した介護サービスに係る費用を支払った者とする。ただし、対象者が費用を支払った場合においては、対象者の相続人とする。

(補助金の申請)

第8条 前条の申請者は、申請に当たり第1号から第3号までの全ての書類を市長に提出しなければならない。ただし、対象者が第2号被保険者であって要介護認定申請に係る主治医意見書により特定疾病に該当すると確認できないときは第4号の書類、申請者が前条第2項の相続人である場合は第5号を、過去に要介護認定を受けていた場合には第6号を加えて提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 暫定ケアプラン
- (3) 介護サービスに要した費用の領収書
- (4) 対象者が特定疾病に該当することが確認できる書類（様式第2号）
- (5) 戸籍謄本等
- (6) 過去に交付を受けていた介護保険負担割合証等

- 2 前項第4号及び第5号に規定する書類を取得するために要する費用は、自己負担とする。

(申請の有効期間)

第9条 前条に規定する補助金の申請は、令和4年4月1日から提供された第4条に定める介護サービスについて行うことができる。

- 2 前条に規定する補助金の申請は、令和5年3月31日を超えて行うことはできない。

(補助金交付の決定)

第10条 市長は、第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書

類により申請後1ヵ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第4号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の交付決定通知の受領後、速やかに補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、第9条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月14日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月20日より施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月16日より施行し、令和4年4月1日より適用する。